

「西武スマイルリンク会員特約」(旧「SEIBU スマイルリンク会員のPASMO 電子マネー利用等におけるポイント付与特約」)

の改定のお知らせ

2022年4月1日の改正個人情報保護法施行および2022年7月(予定)の乗車ポイントサービスの開始に伴い、「西武スマイルリンク会員特約」(旧「SEIBU スマイルリンク会員のPASMO 電子マネー利用等におけるポイント付与特約」)を改定いたします。主な改定点は以下の通りです。

西武スマイルリンク会員特約 第3条第2項

従前より、入会時にご同意いただきました本規約第3条の定めに基づき、スマイルリンク会員へのポイント付与を目的として、株式会社パスモから受領した利用履歴、パスモ番号等の情報を、スマイルリンク会員の個人データと照合することにより、スマイルリンク会員にポイント付与を行っておりましたが、この度、改正個人情報保護法施行に伴い、個人関連情報の規定が新設されることを踏まえ、当該取扱いについて、個人関連情報の取得および取り扱いに関する定めとして整備いたしました。

その他、乗車ポイントサービスの開始に伴い、必要となる改定を実施いたしました。

変更点の新旧対照表及び規約全文は下記をご確認ください。

上記の情報の取扱い方法を希望されない場合は、

下記 URL よりスマイルリンクの登録解除のお手続きをお願いいたします。

<https://club.seibugroup.jp/member/upd/credit/>

新旧対照表：SEIBU スマイルリンク会員の PASMO 電子マネー利用等におけるポイント付与特約

変更箇所：赤字

新	旧
<p>SEIBU スマイルリンク会員特約</p> <p>第1条 目的</p> <p>1. 本特約は、西武鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が SEIBU スマイルリンク会員に提供するサービス（以下「本サービス」といいます。） について定めることを目的とします。</p> <p>2. 本特約に記載する以外の事項に関しては、原則として、西武プリンスクラブ会員規約（これに付随する特約等を含みます。以下同じ。）に従うものとします。</p> <p>第2条 SEIBU スマイルリンク登録</p> <p>1. SEIBU PRINCE CLUB 会員は、SEIBU PRINCE CLUB Web サイトよりマイページにログインし、PASMO 番号欄に17桁のPASMO番号を登録することでSEIBU スマイルリンク会員となります。</p> <p>2. SEIBU PRINCE CLUB カード1枚に対しPASMO1枚が登録（以下、SEIBU スマイルリンク登録手続き時に登録されたPASMOを「登録PASMO」といいます。）できます。</p> <p>第3条 PASMOに関する情報の収集・利用</p> <p>1. SEIBU スマイルリンク会員は、登録PASMOを使用した情報のうち、当社および当社グループ PASMO 加盟事業者にかかわる情報および再発行等による 登録PASMO 交換情報を、本サービスの提供のために、株式会社パスモが当社に提供することに同意します。</p>	<p>SEIBU スマイルリンク会員の PASMO 電子マネー利用等におけるポイント付与特約</p> <p>第1条 目的</p> <p>1. 本特約は、西武鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が西武プリンスクラブのポイントをSEIBU スマイルリンク会員に付与するサービス（以下「本サービス」）について定めることを目的とします。</p> <p>2. 本特約に記載する以外の事項に関しては、原則として、西武プリンスクラブ会員規約（これに付随する特約等を含みます。以下同じ。）に従うものとします。</p> <p>第2条 SEIBU スマイルリンク登録</p> <p>1. SEIBU PRINCE CLUB 会員は、SEIBU PRINCE CLUB Web サイトよりマイページにログインし、PASMO 番号欄に17桁のPASMO番号を登録することでSEIBU スマイルリンク会員となります。</p> <p>2. SEIBU PRINCE CLUB カード1枚に対しPASMO1枚が登録できます。</p> <p>第3条 PASMOに関する情報の収集・利用</p> <p>SEIBU スマイルリンク会員は、SEIBU スマイルリンク登録手続き時に登録したPASMOを使用した情報のうち、当社および当社グループのPASMO 加盟事業者にかかわる情報および再発行等による PASMO の交換情報を、ポイント付与等に利用するため、株式会社パスモから当社が取得することに予め同意します。</p>

新	旧
<p>2. SEIBU スマイルリンク会員は、当社が、前項で取得した情報を、本サービスの提供のため、SEIBU スマイルリンク会員の個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるものをいう。）と紐づけて利用することに同意します。</p> <p>3. SEIBU スマイルリンク会員は、SEIBU スマイルリンク会員が登録 PASMO を利用して改札機を通過する際に当社が取得した情報（PASMO 番号、乗降駅、乗降日時・時間等）を、本サービスの提供のために利用することに予め同意します。</p> <p>第4条 SEIBU スマイルリンク加盟店におけるポイント付与</p> <p>1. 当社および SEIBU スマイルリンク加盟店は、SEIBU スマイルリンク加盟店において登録 PASMO を利用した SEIBU スマイルリンク会員に対し、西武プリンスクラブポイントプログラムのシステムを通じてポイントを付与します。</p> <p>2. SEIBU スマイルリンク加盟店は、当社が定めた「スマイルリンク加盟店標識」を掲出します。</p> <p>3. SEIBU スマイルリンク加盟店は、SEIBU PRINCE CLUB Web サイトに掲載しています。なお、加盟店は、変更されることがあります。</p> <p>4. SEIBU スマイルリンク会員が SEIBU スマイルリンク加盟店において登録 PASMO 電子マネーシステムを活用し、商品の購入・サービスの利用を行った場合、原則として、購入日から 1 週間以内にご利用金額に応じたポイントが付与されます。</p> <p>5. 当社または SEIBU スマイルリンク加盟店は、前項に定める場合のほか、キャンペーンなどで一定の条件を定め、その条件を満たした会員に対してポイントを付与することがあります。</p>	<p>第4条 SEIBU スマイルリンク加盟店</p> <p>1. 当社および SEIBU スマイルリンク加盟店は、本特約に定めるところにより、SEIBU スマイルリンク会員に対してポイントを付与します。</p> <p>2. SEIBU スマイルリンク加盟店は、当社が定めた「スマイルリンク加盟店標識」を掲出します。</p> <p>3. SEIBU スマイルリンク加盟店は、SEIBU PRINCE CLUB Web サイトに掲載しています。なお、加盟店は、変更されることがあります。</p> <p>第5条 ポイント付与方法</p> <p>1. SEIBU スマイルリンク会員が SEIBU スマイルリンク加盟店において PASMO 電子マネーシステムを利用し、商品・サービス等を購入した場合、原則として、購入日から 1 週間以内にご利用金額に応じたポイントが付与されます。</p> <p>2. 当社または SEIBU スマイルリンク加盟店は、第1項に定める場合のほか、キャンペーンなどで一定の条件を定め、その条件を満たした会員に対してポイントを付与することがあります。</p>

新	旧
<p>第5条 西武線への乗車等によるポイント付与</p> <p>1. 当社は、SEIBU PRINCE CLUB Web サイトの「乗車ポイントキャンペーンページ」よりエントリーをしたうえで当社線（池袋線、新宿線、西武秩父線、西武有楽町線、豊島線、狭山線、山口線、拝島線、西武園線、国分寺線、多摩湖線および多摩川線をいいます。）に登録 PASMO を利用して乗車した SEIBU スマイルリンク会員に対し、別に定める付与基準に従い、西武プリンスクラブポイントプログラムのシステムを通じてポイントを付与します。</p> <p>2. 前項によるポイントの付与基準は、ご利用ガイド、ホームページ等によりお知らせします。</p> <p>3. 当社は、第1項に定める場合のほか、キャンペーンなどで一定の条件を定め、その条件を満たした会員に対してポイントを付与することがあります。</p> <p>4. 当社は、ポイントの付与基準を予告なく改定することがあります。この場合、SEIBU スマイルリンク会員は、改定後のポイントの付与基準の内容を了承することとします。</p> <p>第6条 ポイント付与内容に関する異議申し立て</p> <p>ポイントの付与内容について異議がある場合、SEIBU スマイルリンク会員は商品の購入日、サービスの利用日または鉄道の乗車日から3ヶ月以内に、当社指定の方法により当社に申し出なければなりません。</p> <p>第7条 免責事項</p> <p>1. PASMO に関するシステム・機器類の故障・点検、改札機等の障害や輸送障害等により、やむを得ず登録 PASMO が利用できないことによって、当該利用に対するポイント付与ができない場合であっても、当社は、その責任を負いません。</p> <p>2. 前項のほか、当社の責に帰すことができない事由から発生した SEIBU スマイルリンク会員の損害については、当社は一切の責任を負いません。ただし、当社の故意または重大な過失があった場合はこの限りではありません。</p> <p>3. 株式会社パスモは、第1項の場合のほか、本サービスに関して、一切の責任を負いません。</p>	<p>第6条 免責事項</p> <p>1. PASMO に関するシステム・機器類の故障・点検等により、やむを得ず PASMO が利用できないことによって、当該利用に対するポイント付与ができない場合であっても、当社は、その責任を負いません。</p> <p>2. 前項のほか、当社は、本サービスに関して、一切の責任を負いません。</p> <p>3. 前2項について、当社の故意または重大な過失があった場合はこの限りではありません。</p> <p>4. 株式会社パスモは、第1項の場合のほか、本サービスに関して、一切の責任を負いません。</p>

新	旧
<p>第8条 PASMOカード再発行について</p> <p>1. SEIBU スマイルリンク会員は、登録 PASMO (無記名 PASMO のみ) を再発行した場合には、必ず、SEIBU PRINCE CLUB Web サイトで、再度登録するものとします。なお、記名 PASMO を再発行した場合には、再度の登録は必要ありません。</p> <p>2. SEIBU スマイルリンク会員が前項の手続きを怠ったとき、当社は、ポイントを付与できない場合があります。この場合、当社は、一切の責任を負いません。</p> <p>3. SEIBU スマイルリンク会員が登録 PASMO の再発行やカード交換を受けた場合、再発行・カード交換手続きのために当該登録 PASMO が使用できない期間および再発行・カード交換当日のポイントが付与されないこと、ならびに PASMO に関係するシステム・機器類の故障・点検等によりポイントの付与ができない場合があることについて、当社は一切の責任を負いません。</p> <p>4. 前2項のほか、登録 PASMO の再発行に関して、当社は、一切の責任を負いません。</p> <p>5. 前3項について、当社の故意または重大な過失があった場合はこの限りではありません。</p> <p>6. 株式会社パスモは、第2項および第3項の場合のほか、本サービスにおける PASMO カード再発行に関して、一切の責任を負いません。</p>	<p>第7条 PASMOカード再発行について</p> <p>1. SEIBU スマイルリンク会員は、SEIBU スマイルリンク登録手続き時に登録した無記名 PASMO を再発行した場合には、必ず、SEIBU PRINCE CLUB Web サイトで、再度登録するものとします。なお、記名 PASMO を再発行した場合には、再度の登録は必要ありません。</p> <p>2. SEIBU スマイルリンク会員が前項の手続きを怠ったとき、当社は、ポイントを付与できない場合があります。この場合、当社は、一切の責任を負いません。</p> <p>3. 前項のほか、本サービスにおける PASMO カード再発行に関して、当社は、一切の責任を負いません。</p> <p>4. 前2項について、当社の故意または重大な過失があった場合はこの限りではありません。</p> <p>5. 株式会社パスモは、第2項の場合のほか、本サービスにおける PASMO カード再発行に関して、一切の責任を負いません。</p>
<p>第9条 本特約の変更等</p> <p>当社は、本特約の変更、改訂または廃止（以下「変更等」といいます。）を行うことができます。なお、本特約の変更等を行う場合は、SEIBU スマイルリンク会員に変更事項および変更の効力発生日を SEIBU PRINCE CLUB Web サイト上での掲載その他相当な方法により事前にお知らせし、効力発生日以降は、変更等後の本特約が最新のものとして適用されます。</p> <p>以上</p> <p>2022年4月1日改定</p>	<p>第8条 本特約の変更等</p> <p>当社は、本特約の変更、改訂または廃止（以下「変更等」といいます。）を行うことができます。なお、本特約の変更等を行う場合は、SEIBU スマイルリンク会員に変更事項および変更の効力発生日を SEIBU PRINCE CLUB Web サイト上での掲載その他相当な方法により事前にお知らせし、効力発生日以降は、変更等後の本特約が最新のものとして適用されます。</p> <p>以上</p> <p>2022年3月23日改定</p>